

## 事業事前評価表

国際協力機構経済開発部

農業・農村開発第2グループ第5チーム

### 1. 案件名（国名）

国 名：ウクライナ

案件名：女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト

Project on Promotion of Small-Scale Horticultural Agriculture: Enhancing Inclusiveness of Women Farmers

### 2. 事業の背景と必要性

#### （1）当該国の農業セクター／農村地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

農業は、ウクライナの約1,300万人の農村住民にとって重要な生計手段である。2022年のロシアによる全面侵攻以前は、同国のGDPの11%、労働人口の約20%、総輸出の約40%を占め、重要な経済的役割を担っていた。侵攻開始後もその重要性は変わらず、ウクライナ国家復興計画（2022年7月策定）で示された15の国家プログラムの一つに農業セクターを含む「付加価値経済セクターの成長」が掲げられている。農業における高付加価値化として小規模園芸分野が期待される一方、ウクライナにおける同分野は、生産性や収益性の低さ、マーケティング能力不足などの課題に直面している。しかし、同国の肥沃な土地を活かし、また新しい品種の導入や新技術を適用することで、生産性の改善や高付加価値化による収益性の改善が期待できる。

一方、近年ウクライナでは、ロシアの全面侵攻に伴う国民生活への影響、及びこれに伴う国外への避難民流出などの影響などを受け、人口が急速に減少しており、さらに徴兵の影響もあり労働人口が大きく減少している状況である。このような状況下で女性が農業生産活動で担う役割が変化し、その重要性が増すと予想され、従来男性が主となり実施してきた農家経営や農機操作を女性が担う動きも見られる。従って女性の負担に配慮しつつも、女性の農業セクターにおける役割の多様化という側面を強化する必要がある。また、紛争により、除隊・帰還兵士や国内外の避難民を含む社会的弱者の就業や職業訓練に関するニーズが生まれており、その受け皿としても農業セクター、特に小規模園芸分野が注目されている。

#### （2）農業セクター／ウクライナ地域に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

ロシアによるウクライナ侵攻への対応として、JICAは日本政府の方針に基づき3つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の準備）を掲げ、その中でも③復旧・復興のための優先課題の一つとして「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」を掲げている。本事業は、JICAのグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において重視する、飢餓の撲滅と食料安全保障に貢献

するものであり、小規模園芸農家のうち特に女性農家の生産能力とビジネススキルの向上について効果的な方法を提案し、農家向けの研修を通じて同国農業の発展や農家の生計向上に寄与するものであるから、SDGs のゴール 2（飢餓をゼロに）、ゴール 5（ジェンダー平等を実現しよう）及びゴール 8（働きがいも経済成長も）にも貢献する。

### （3）他の援助機関の対応

国際連合食糧農業機関（FAO）は、サイロバッグ配布や JICA とも連携した種子配布などの緊急援助と、農業の強靭性強化・生計改善、金融アクセス強化、自然資源管理を柱とする開発支援を実施。国際連合世界食糧計画（WFP）は FAO と協力し、地雷除去支援を実施している。国連人口基金（UNFPA）は、家庭内暴力などによる被害者や急遽家計を支えることとなった女性の収入確保及び自立支援を実施しており、心理カウンセラーを配置して職業訓練と就職支援を実施している。また、国内避難民の情報やネットワークへのアクセスを有する。世界銀行グループは 2017 年に灌漑排水戦略策定を支援。2021 年 9 月に国際金融公社（IFC）とウクライナ農業省間で民間セクターの参加を通じた灌漑及び排水システム改善にかかる覚書を締結している。また、2024 年 6 月にベルリンで開催したウクライナ復興会議を機に 5 つの Alliance が立ち上がり、開発パートナーの意見交換とタスク活動のためのプラットフォームとして機能している。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、ウクライナにおいて小規模園芸分野の課題を明らかにし、園芸農業を強化するための対策の提案と小規模園芸農家向けの研修プログラムを開発することにより、職業訓練校や農業大学を通じて女性や社会的弱者を中心とした小規模園芸農家を対象とした質の高い研修が実施され、小規模園芸農家の所得向上及び同国の経済復興に寄与する。

### （2）総事業費（日本側）

約 6 億円

### （3）事業実施期間：

2024 年 8 月～2026 年 12 月を予定（計 29 カ月）

### （4）事業実施体制

調査協力機関：農業政策・食料省及び教育科学省

研修実施機関：農業政策・食料省及び教育科学省傘下の大学又は職業訓練校 5 校

■農業政策食料省管轄校（2 校）：

- Volyn Regional Training Center for Training, Retraining and Advanced Qualification of Agro-Industrial Complex Personnel

- Chernivtsi Regional Training and Advisory Center for the Personnel of the Agricultural Industry
- 教育科学省管轄校（3校）：
- Nemishaevo Professional College, NULESU (National University of Life and Environmental Sciences of Ukraine)
  - Zhytomyr Agricultural Technical College
  - Northern Center of Professional Education

## （5）インプット（投入）

### 1) 日本側

#### ① 調査団派遣：（合計約 55 人月）

（総括／営農指導、小規模園芸栽培、農業機械、施設栽培、植物栄養、市場調査／マーケティング、本邦研修、契約管理／カリキュラム作成）

#### ② 研修員受け入れ：（農業研修プログラム策定）

③ 資機材：トラクターおよびアタッチメント、コンピューター、プリンター、プロジェクトナー、発電機など

### 2) 相手国側

#### ① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

## （6）計画の対象

対象分野：小規模園芸分野

裨益対象：女性を含む小規模園芸農家

対象地域：ウクライナの行政が及ぶ地域

対象人口：延べ 300 名

## （7）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

実施中の無償資金協力「ウクライナ国緊急復旧計画フェーズ 1 および 2」と基礎情報収集・確認調査「農業生産基盤回復情報収集・確認調査」で種子や農業・検査・事務用資機材を供与している。また、本事業は実施済みの「農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」を受けて、上述優先課題の解決に向けて実施されるものである。

職業訓練校に供与された機材を本事業で活用する予定である。また、「農業生産基盤回復情報収集・確認調査」では、ミサイル等による農地の汚染状況調査及び除染方法の検討、汚染された地域でも適用可能な先進的施設園芸の検討、灌漑施設の現況調査を実施中。

### 2) 他開発協力機関等の援助活動

農家に向けた資機材・投入財支援においては、FAO、WFP の調査結果および実施中

の調査結果を踏まえ、可能であれば有効な連携策の検討を行う。灌漑分野の支援においては世界銀行と協議し、相互に補完できる支援策を検討する。本事業が実施する研修に関する情報を、UNFPA が有する女性グループや国内避難民のネットワークを通じて広報・周知する。また、研修受講者を UNFPA が配置しているカウンセラーエ紹介すること等の連携を想定する。ドイツ連邦経済開発協力省が提唱した、連携のためのプラットフォーム（Skills Alliance）に参加し、職業訓練分野の他の開発パートナーと本事業の情報を共有することで研修内容の重複を回避する。

#### （8）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1) 環境社会配慮

カテゴリ分類：「C」

カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

##### 2) 横断的事項

本案件による研修プログラムの開発にあたり、女性に加え、国内外の避難民や除隊兵士等の社会的弱者としてのバックグラウンドを有する就農者の能力強化を効果的に行える内容となるよう配慮して進める。

研修では、これまで農業に適した気候と土壤に恵まれているとされていたウクライナであっても地球規模の気候変動の影響から逃れられないことに触れつつ、想定しうる営農リスクに対し、慣行栽培とは異なる栽培方法の紹介、新品種の導入紹介等を行い、柔軟な農業経営判断力を養うような園芸栽培指導もプログラムに取り入れる。これは気候変動へのレジリエンスを高め、脆弱性を減らすため、2030 年までに気候変動への適応の基盤を構築するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。農家の経験と勘に基づいて、過剰な施肥や投入がなされがちである慣行農業に対し、科学的根拠に基づく適切な施肥量の指導による低投入型農業の実現、土壤劣化の著しい圃場での土壤の物理性・化学性・生物環境の再生手法としての有機肥料の効用に関する知見の共有等を行う。必要最低限の投入による収益最大化を目指す農業生産により、気候変動に悪影響を与える、将来的には気候変動緩和に資する可能性も見据え、プログラムを検討する。

##### 3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (P) 女性を主な裨益対象とする案件」

〈活動内容／分類理由〉

紛争の影響により、女性が農業生産活動で担う役割が変化し、従来男性が主となり実施してきた農家経営や農機操作を女性が担うようになっているという現状を踏まえ、女性農家特有の研修ニーズや研修参加の障壁等のジェンダーに基づくニーズや課題に対応するため、本事業では女性農家の包摂性強化を目的に掲げ、女性農家特有の状況や負担を考慮した研修プログラムを開発・実施する。小規模園芸農家向けの研修プログラムを開発する際は、女性農家の時間的制約やアクセス制限等にお

けるジェンダーニーズを確認するとともに、女性農家を含む関係者の現状課題と優れた実践例を明らかにする際には、農業技術・知識へのアクセスや意思決定への参加等に関する男女別データを収集し、ジェンダーニーズを確認したうえで、必要な方策を講じる。

(9) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)：

本事業で提案した研修プログラムに沿って、パイロット校以外の職業訓練校・農業大学においても研修が実施される。

(2) アウトカム：

2026年12月までに特に女性農家が営農に必要な基礎知識や技術、ビジネススキルを理解するための効果的な研修プログラムが開発される。

(3) アウトプット：

ウクライナの女性や社会的弱者を中心とした小規模園芸農家のための研修プログラム

(4) 調査項目

本事業では、女性や社会的弱者を中心とした小規模園芸農家に必要な基礎知識や技術、ビジネススキルを理解するための効果的な研修プログラムを開発する。紛争影響下であることを考慮し、開発にあたって研修対象者の特性に十分配慮した研修内容となるよう留意する。

1) ウクライナの小規模園芸分野の課題を明らかにし、園芸農業を強化するための対策の提案

1-1 小規模園芸農業における女性農家を含む関係者の現状課題と優れた実践例を明らかにする。

1-2 高付加価値化・効率化に資する解決策（農業技術・機器・資材・サービス）を提案する。

1-3 カウンターパート及び研修実施機関関係者を対象とし、優れた事例や成功事例を共有するためのワークショップを開催する。

2) 1) を踏まえた小規模園芸農家向けの研修プログラムの開発

2-1 園芸農家に研修を提供する研修機関を特定する。

2-2 2-1で特定した研修機関とともに、研修プログラムを策定する。

2-3 研修に必要な機材や資材を提供する。

3) 2) で開発した研修プログラムの他教育機関（専門学校や大学）での提供

3-1 園芸研修の対象農家を特定する。

3-2 2-1で特定した研修機関で、女性農家を含む農家の生産・経営能力を強化するための研修を実施する。

3-3 2-2 で策定した研修プログラムを、成果 3 の活動に沿って修正する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件 :

- 戦況悪化等により、研修実施機関の活動が停止しない。

### (2) 外部条件 :

- 事業に深刻な影響を及ぼすような政策・組織の変更が行われない。
- (パイロット事業実施地域の選定にあたり、地上戦が実施されている場所を避けるものの) 戦況・治安悪化等による中長期的な他地域への避難や深刻な経済危機が発生しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

コンゴ民主共和国「国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト」(2011年1月～2014年10月)では、同時期に実施された無償資金協力で同校に供与された施設・機材を活用し、技術協力と無償資金協力の一体的事業として、質の高い訓練を提供するという目的を達成した。その際に監督省庁や職業訓練校とのコミュニケーションの重要性が指摘されている。本事業でも、現在実施中の「農業生産基盤回復情報収集・確認調査」や無償資金協力による機材供与とのシナジーを創出するため、関連機関とのコミュニケーションの円滑化を図る。

また、一般的な教訓として、紛争影響国ではどのコミュニティも膨大なニーズを抱えているため、支援対象に関する選定クライテリアや選定プロセスが不明確/不透明である場合、対象外となった地域の住民から反発・反感を招く可能性がある。本事業でも、研修実施機関として、複数の大学・研修機関の中から幾つかを選ぶことが想定されるため、同選定クライテリアを明確にする。

## 7. 評価結果

本事業は、ウクライナの復旧・復興及び現地ニーズ、並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、園芸農家のうち特に女性農家の生産能力とビジネススキルを向上させるための効果的な解決策と研修プログラムの提案を通じて、女性を含む小規模園芸農家の生産能力とビジネススキル向上に資するものであり、SDGs ゴール2「飢餓をゼロに」、同ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」及び同ゴール8「働きがいも経済成長も」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 事後評価に用いる基本指標

#### (提案計画の活用状況)

パイロット校を含む農業政策食料省及び教育科学省が推薦する全国 22 研修機関に

おいて、本事業で策定した研修プログラムが実施・活用されている。

(能力強化の発現状況)

<事業完了時点>

【指標】園芸農業の初步的な知識及び技術を習得した研修生の数

【目標値】300名\*

\* 20名×5研修機関×研修3回

<事後評価時点>

【指標】本事業で開発した研修プログラム及び研修教材が上記5研修機関及びその他研修機関にて継続的に活用され、それにより園芸農業の初步的な知識及び技術を習得した研修生の数

【目標値】延べ1,320名\*

\* 延べ20名×22研修機関×研修1回/年×3年

- ・ 22研修機関は、パイロットである5研修機関を選定する際に農業政策食料省及び教育科学省から推薦された研修機関の数
- ・ 年間1回研修を行うと仮定し、事後評価が本事業終了の3年後に行われると仮定

## (2) 今後の評価スケジュール

事業完了時点：能力強化発現状況の確認（開発した研修プログラムがパイロット校にて実施されるとともに、研修受講者の営農技術およびビジネススキルに対する理解度が当該研修により向上しているか確認）

事業完了3年後：事後評価

以上